# 子育て世帯への臨時特別給付金申請忘れはありませんか?



新型コロナの影響が長期化する中、子育て世帯を支援するための臨時特別給付金を支給しています。 まだ申請されていない方は、申請期限までに忘れずに申請してください。

支給額…児童1人につき10万円(全額現金で一括給付) 支給対象者(申請が必要な方)

- ①高校生のみ養育している保護者
- ②児童手当を受給している公務員(特例給付を除く)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童の保護者
- \*他市町村から支給を受けた(受ける)児童の分は、 重複して支給を受けることができません。

申請期限(郵送の場合は必着)

▶①・②の方…3月31日休まで

▷③の方……4月15日 金まで

\*詳しくは、市ホームページ(QRコー ド)をご確認ください。



子育て支援課 内線2488



## 詐欺にご注意ください!

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。申請内容に不明な点があった場合、市 から問い合わせをすることがありますが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振 り込みを求めることは、絶対にありません。



## 業務によって新型コロナに感染した場合、 労災保険給付の対象となります

新型コロナウイルス感染症について、感染経路が業 務によることが明らかな場合や、感染経路が不明の場 合でも、感染リスクが高い業務<sup>(\*)</sup>に従事し、それによ り感染した可能性が高い場合には、労災保険給付(治 療、休業の補償など)の対象となります。

\*感染リスクが高い業務…複数の感染者が確認された 労働環境下での業務、顧客との近接や接触の機会が 多い労働環境下の業務など

医師・看護師や介護の業務に従事される方々につい ては、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、 原則として対象となります。

症状が持続し(罹患(りかん)後症状があり)、療養 や休業が必要と認められる場合にも対象となります。 相談は匿名でも承っていますので、まずはご相談く ださい。

#### 問い合わせ・相談先

五所川原労働基準監督署 Tel35-2309

## 皆さんの意見を市政に反映させませんか?

次の3つの計画に対し、パブリックコメント(意見公募手続)を実施しています。

計 画 名	問い合わせ・意見の提出先
「第5次五所川原市男女共同参画計画」(案)	ふるさと未来戦略課男女共同参画室 内線2236 FAX35-3617 電子メール danjo@city.goshogawara.lg.jp
「五所川原市第4期障害者計画」(案)	福祉政策課 内線2491 FAX34-1018 電子メール fukushiseisaku@city.goshogawara.lg.jp
「五所川原市公共施設等総合管理計画」 (改定案)	財政課 内線2211 FAX35-3617 電子メール zaisei@city.goshogawara.lg.jp

意見募集期限…3月13日(日)まで

閲覧場所…市役所・各総合支所行政資料スペース、市 ホームページのほか各担当課

\*計画(案)等の写しや郵送を希望する場合は、各担当 課へお問い合わせください。

#### 意見の提出について

▶様式は任意とします。

▷使用する言語は日本語とします。

▶郵送(〒037-8686 五所川原市布屋町41番地1 各担 当課)、FAXまたは電子メールでの提出とします。

▶住所・氏名(法人等の場合はその名称・事務所所在 地等の連絡先・代表者氏名)を記載してください。

\*住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見と して取り扱わない場合があります。

### 提出された意見について

市の意見を付して、公表する予定です(提出者の住 所・氏名は公表しません)。